

造林事業請負契約書（案）

- 1

事業名

丸岩国有林外造林事業（地拵作業外4）請負
- 2

事業場所

丸岩国有林9に林小班外
別冊、図面のとおり
- 3

事業量

地拵作業

21.94ha

植付作業

21.94ha

改植地拵作業

9.86ha

改植植付作業

9.86ha

鹿ネット設置作業

10,350m

（別紙、作業内訳書のとおり）
- 4

事業期間

契約締結日の翌日から

令和9年3月17日まで

（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙、作業内訳のとおり）
- 5

請負金額

金〇〇〇〇〇円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額

金〇〇〇〇〇円也）
- 6

選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（適用されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用の削除の区分	選 択 条 項		
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
○	部分払	事業期間中2回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約の特則にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 使用する材料は、別紙1 特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。
(2) 当該契約に係るアフリカ豚熱対応については、別紙2のとおりとする。
(3) 安全確保に資する衛星携帯電話の利用については、別紙3のとおりとする。
(4) 熱中症対策資する現場管理費率等の補正の試行については、別紙4のとおりとする。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 熊本南部森林管理署長 元山英樹と請負者 ○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別冊、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年○○月○○日

発注者 住 所 熊本県人吉市西間上町2607-1
分任支出負担行為担当官
熊本南部森林管理署長 元山 英樹 印

請負者 住 所 ○○県○○市○○
○○○○○○○○
○○○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

(別紙1)

特約事項内訳書

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契 約 面 積 等	使 用 材 料 等			苗木 購入先
					品 名	品 質 規 格	数量(単位: 本・m)	
	9 に	植付	普通方形植	1.33	スギ コンテナ苗	苗長35cm上 根元径5. 5mm上	2,400	熊本県
	49 よ1		長方形植	4.52			8,150	熊本県
	51 り1			3.33			6,000	熊本県
	53 と			2.25			4,050	熊本県
	60 る①			3.17			5,400	熊本県
	60 る②			4.27			7,300	熊本県
	2055 に		長方形植	3.07			6,000	熊本県
	59 よ	改植植付	普通方形植	0.76		苗長35cm上 根元径5. 5mm上 (少花粉・高岡署1号)	5,550	熊本県
	59 ち②		長方形植	0.71			1,300	熊本県
	59 か1			4.81			1,400	熊本県
	60 ろ6		普通方形植	3.58		苗長35cm上 根元径5. 5mm上	9,700	熊本県
	合計			31.80			57,250	
	9 に	鹿ネット 設置	設置	750	鹿ネット一式	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート式) ・編目:100mm ・ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向) 1,200N以上を有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプネットであること。(公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。) なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・ネット標準展開サイズ:H1.8×50m ・スカートネットサイズ:H0.6以上×50m ・付属資材:支柱規格FRP製φ33～35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること	750	
	49 よ1			1,800		強力繊維入り獣害防止ネット(スカート式) ・編目:50mm ・ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向) 800N以上を有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプネットであること。(公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。) なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・ネット標準展開サイズ:H1.8×50m ・スカートネットサイズ:H0.6以上×50m ・付属資材:支柱規格FRP製φ33～35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること	1,800	
	51 り1			1,700			1,700	
	53 と			1,300			1,300	
	60 る①			1,800			1,800	
	60 る②			1,600			1,600	
	59 か1			50			50	
	60 ろ6			50			50	
	2055 に			1,300			1,300	
	合計			10,350			10,350	

別紙 2

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

A S Fは、A S Fウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

A S F対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

(別紙 4)

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*} \quad \text{※補正係数は 1.2 とする。}$$

作業内訳書

記入 番号	作業種	林小班	作業区 分	区域面積 (ha・m)	控除面積	契約面積 (ha・m)	作業期間		使用材料		苗木 購入先	備考
							自	至	品名	数量(本・m)		
	地拵	9 に	組合せ	1.36	0.03	1.33	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵	49 よ1	組合せ	4.63	0.11	4.52	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵	51 り1	組合せ	4.24	0.91	3.33	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵	53 と	組合せ	2.39	0.14	2.25	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵	60 る①	組合せ	4.80	1.63	3.17	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵	60 る②	組合せ	4.54	0.27	4.27	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵	2055 に	組合せ	3.17	0.10	3.07	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	地拵 計			25.13	3.19	21.94						
	植付	9 に	普通方形植	1.36	0.03	1.33	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	2,400	熊本県	
	植付	49 よ1	長方形植	4.63	0.11	4.52	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	8,150	熊本県	
	植付	51 り1	長方形植	4.24	0.91	3.33	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	6,000	熊本県	
	植付	53 と	長方形植	2.39	0.14	2.25	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	4,050	熊本県	
	植付	60 る①	長方形植	4.80	1.63	3.17	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	5,400	熊本県	
	植付	60 る②	長方形植	4.54	0.27	4.27	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	7,300	熊本県	
	植付	2055 に	長方形植	3.17	0.10	3.07	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	5,550	熊本県	
	植付 計			25.13	3.19	21.94				38,850		
	改植地拵	59 よ	組合せ	5.60	4.84	0.76	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	改植地拵	59 ち②	組合せ	3.20	2.49	0.71	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	改植地拵	59 か1	組合せ	4.81	0.00	4.81	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	改植地拵	60 ろ6	組合せ	3.58	0.00	3.58	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日				
	改植地拵 計			17.19	7.33	9.86						
	改植植付	59 よ	普通方形植	5.60	4.84	0.76	改植地拵完 了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	1,300	熊本県	
	改植植付	59 ち②	長方形植	3.20	2.49	0.71	改植地拵完 了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	1,400	熊本県	少花粉 高岡署1号
	改植植付	59 か1	長方形植	4.81	0.00	4.81	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	9,700	熊本県	少花粉 高岡署1号
	改植植付	60 ろ6	普通方形植	3.58	0.00	3.58	鹿ネット設 置完了後	令和9年3月 17日	スギ コンテナ苗	6,000	熊本県	
	改植植付 計			17.19	7.33	9.86				18,400		
	鹿ネット設 置	9 に	設置	750		750	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	750		網目:100mm
	鹿ネット設 置	49 よ1	設置	1,800		1,800	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	1,800		網目:50mm
	鹿ネット設 置	51 り1	設置	1,700		1,700	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	1,700		網目:50mm
	鹿ネット設 置	53 と	設置	1,300		1,300	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	1,300		網目:50mm
	鹿ネット設 置	60 る①	設置	1,800		1,800	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	1,800		網目:50mm
	鹿ネット設 置	60 る②	設置	1,600		1,600	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	1,600		網目:50mm
	鹿ネット設 置	59 か1	設置	50		50	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	50		網目:50mm
	鹿ネット設 置	60 ろ6	設置	50		50	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	50		網目:50mm
	鹿ネット設 置	2055 に	設置	1,300		1,300	契約締結日 の翌日	令和9年3月 17日	鹿ネットー 式	1,300		網目:50mm
	鹿ネット設 置 計			10,350		10,350						

【留意事項】

1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 備考に「目隠造林」と記載のある林小班においては、特記仕様書による目隠造林を実施する。

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に 1 m 以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cm の雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- （１）請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付（改植）作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- （１） 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２） 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

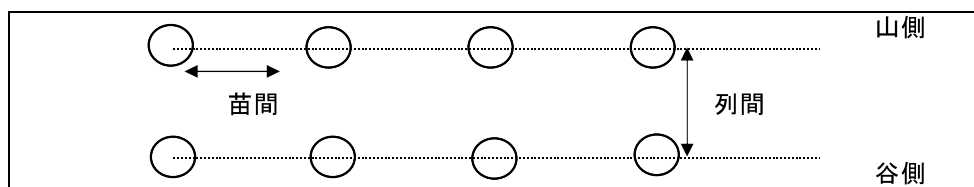
2. 苗木の管理

- （１） 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- （２） 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ コンテナ苗	1,800	2.3	2.3	9に
	1,800	2.0	2.7	49よ1
	1,800	2.0	2.7	51り1
	1,800	2.0	2.7	53と
	1,700	2.0	2.9	60る①
	1,700	2.0	2.9	60る②
	1,700	2.4	2.4	59よ
	2,000	2.0	2.5	59ち②（少花粉高岡署1号）
	2,000	2.0	2.5	59か1（少花粉高岡署1号）
	1,700	2.4	2.4	60ろ6
	1,800	2.0	2.7	2055に

(平面図)



4. 植付要領

- （１） 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- （２） 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- （３） 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- （４） 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- （１） 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- （２） 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

令和 8 年度 造林事業請負箇所実測図 兼 位置図

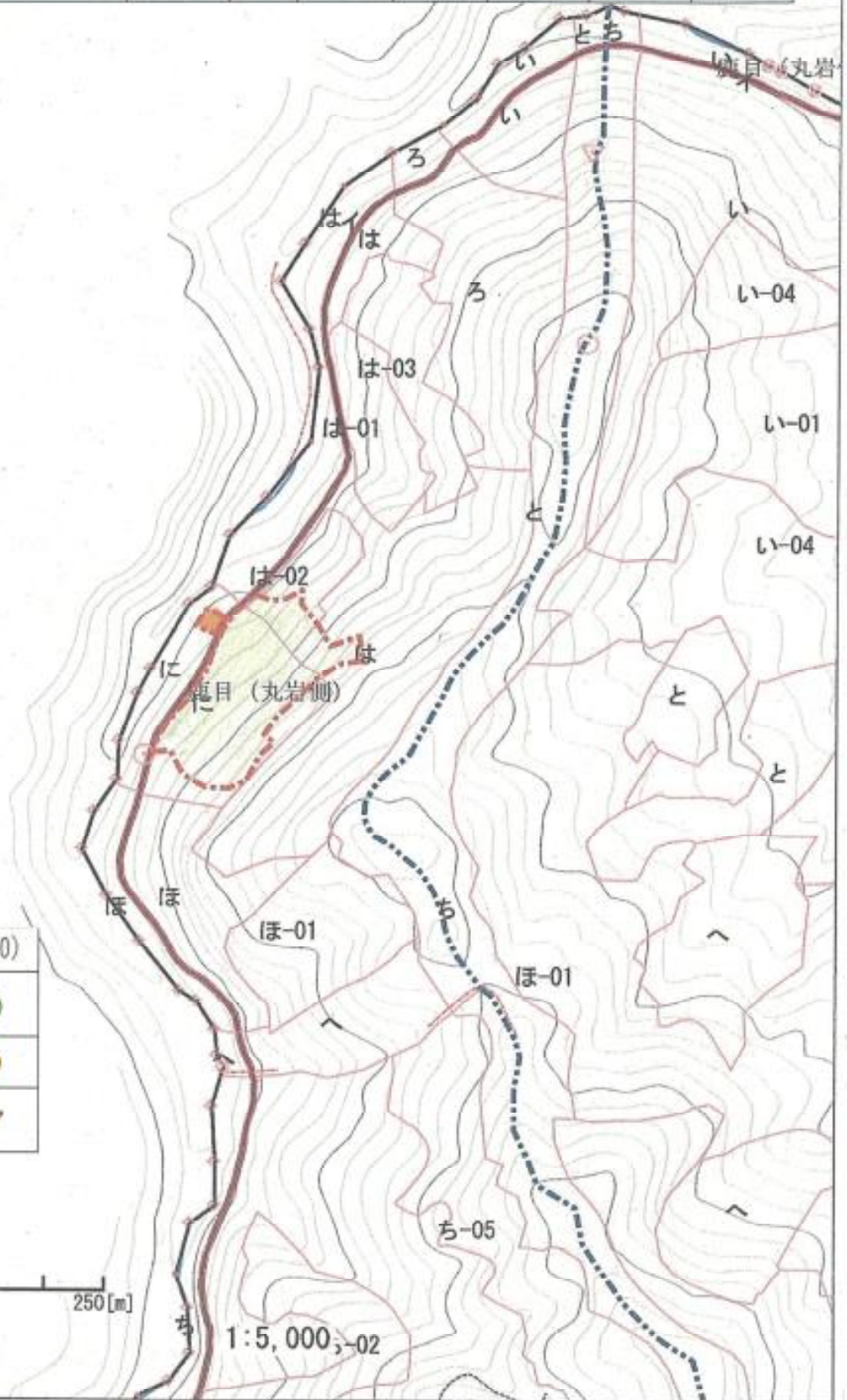
作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	造林除地 (ha)	契約面積 (ha)	シカネット 設置 (m)	植栽本数 (本)
地狩え、植付け	丸岩	9に	1.36	0.03	1.33		2,400
獣害防止ネット設置		9に	1.36	0.03	1.33	750	
計							

凡 例 (S=1/5, 000)

地狩え、植付け	●
獣害防止ネット設置	●
除地	●
作業路 (新設)	〰

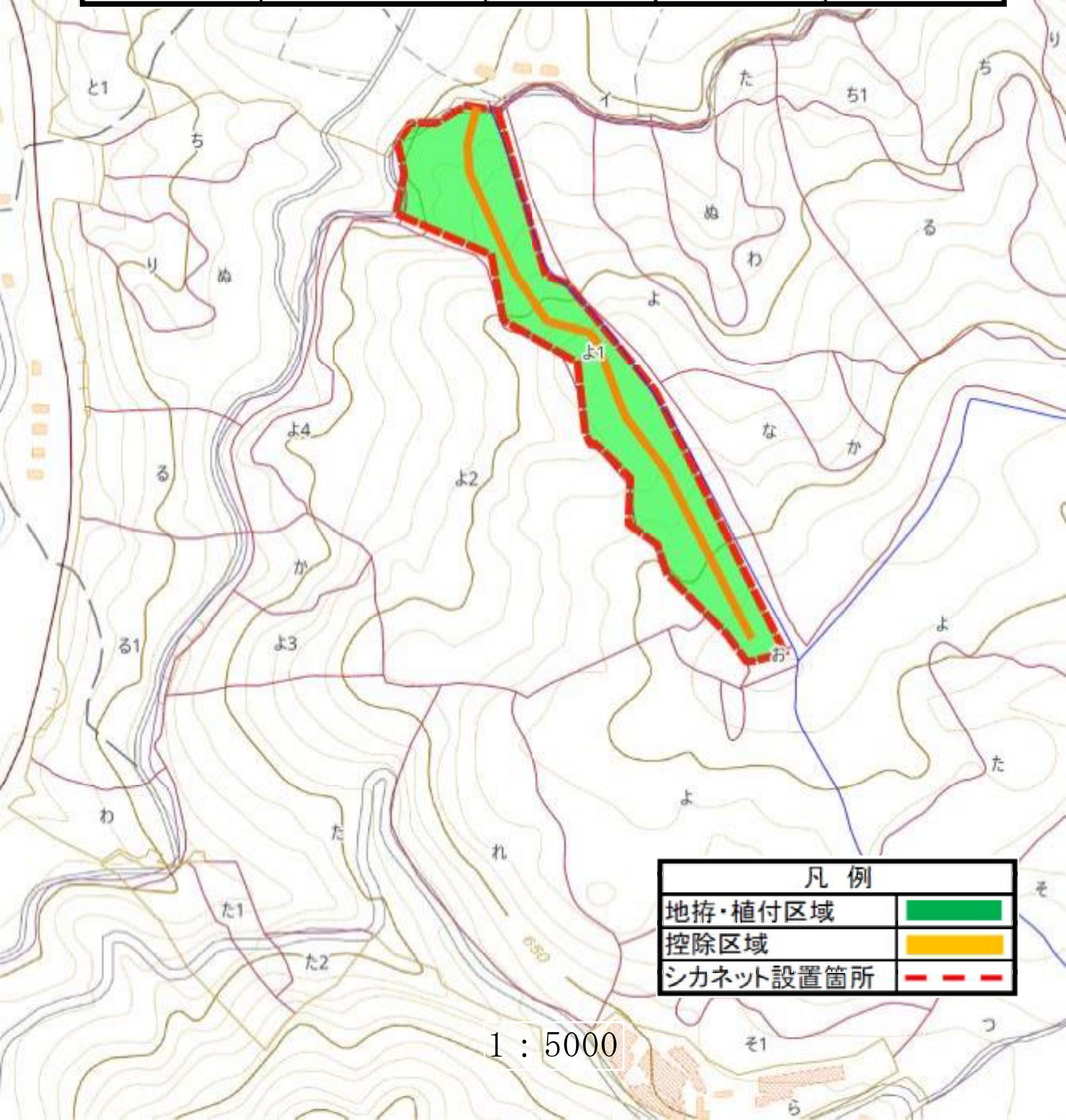
0 250[m]

1:5, 000, -02



令和8年度 造林請負実行箇所区域図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)
地拵・植付	大畑	49よ1	4.63	0.11	4.52
シカネット設置	大畑	49よ1	1,800		1,800
合 計	地拵・植付面積		4.63	0.11	4.52
	シカネット設置		1,800		1,800

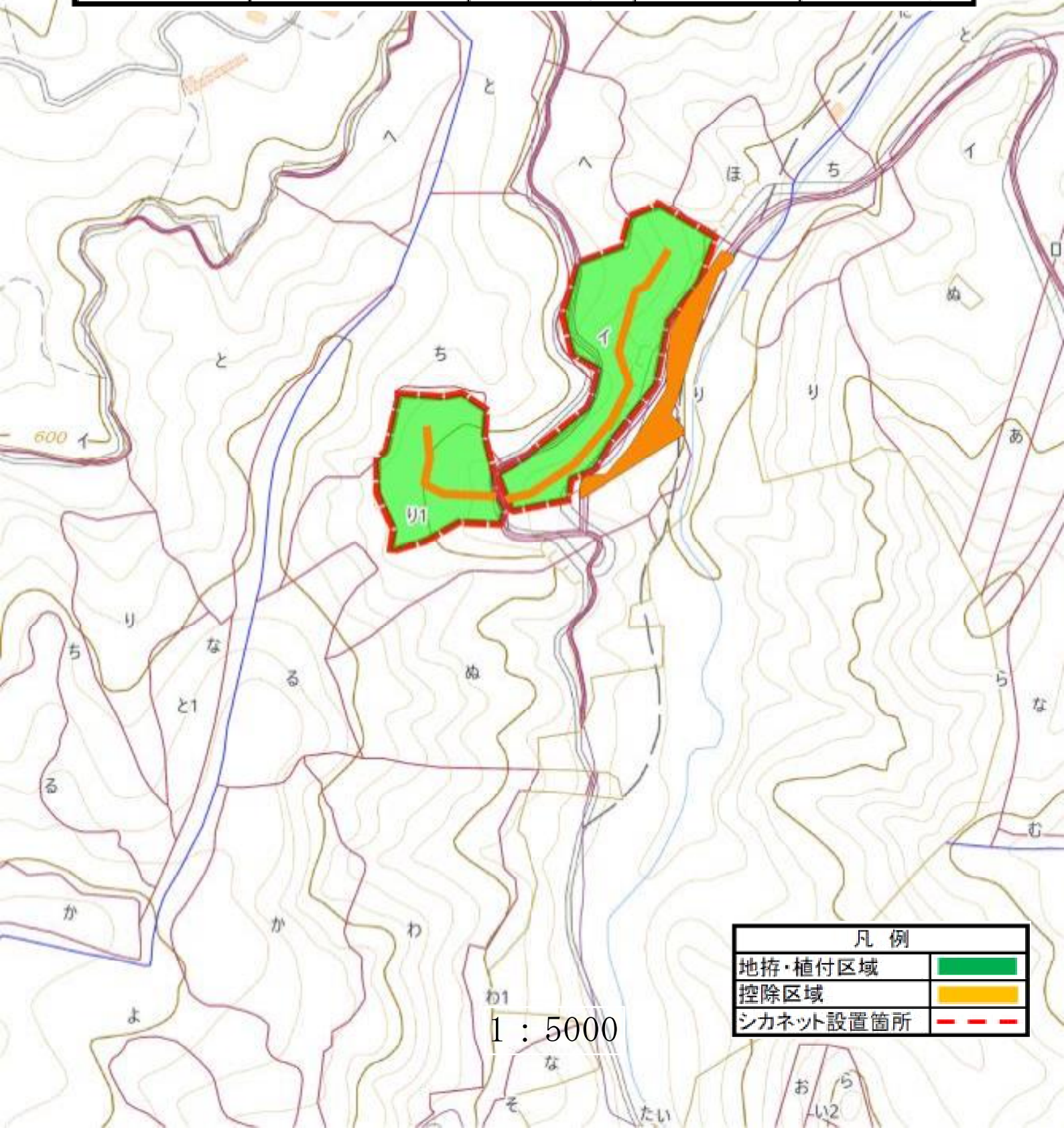


凡 例	
地拵・植付区域	
控除区域	
シカネット設置箇所	

1 : 5000

令和8年度 造林請負実行箇所区域図兼位置図

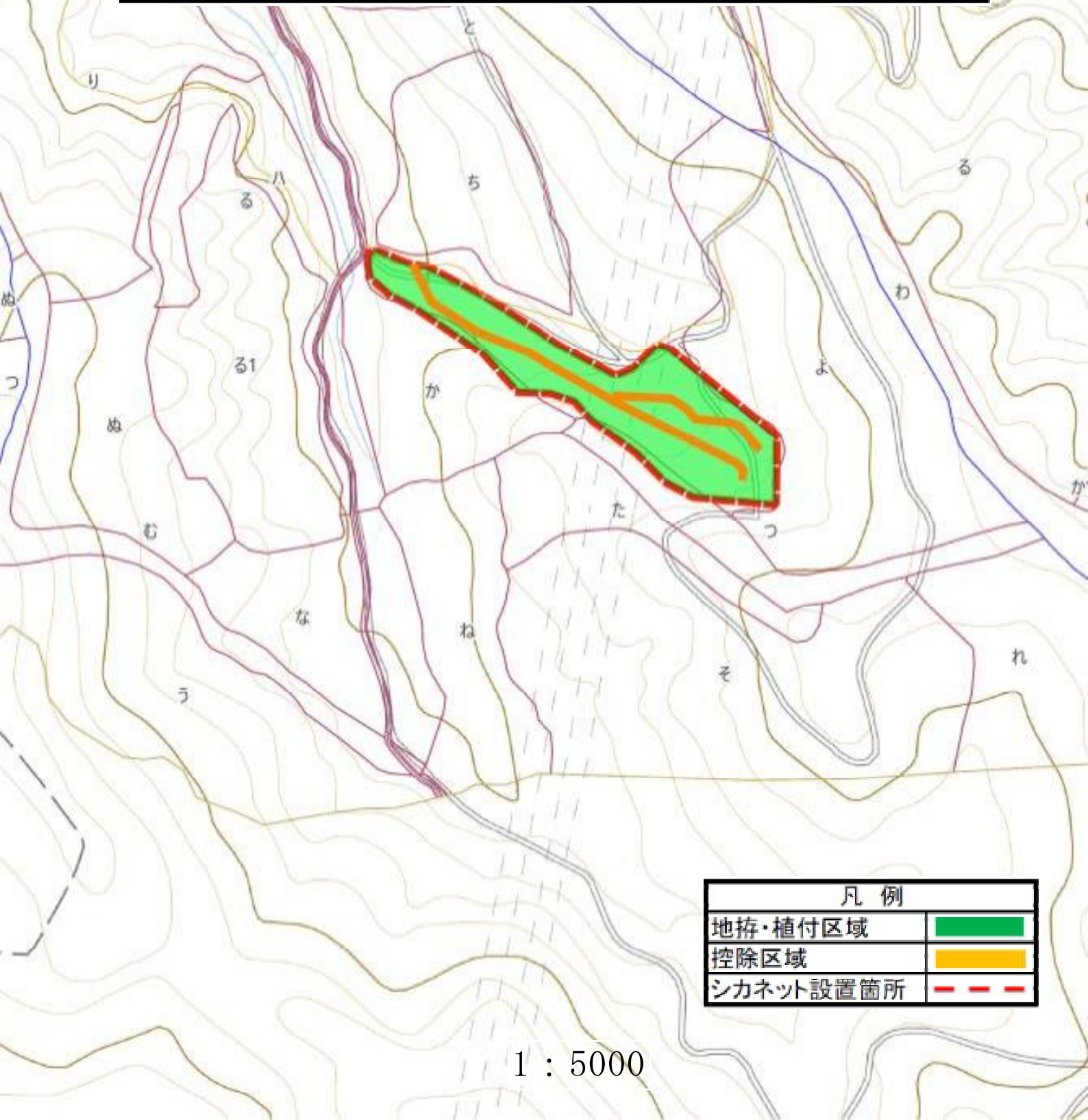
作業種	国有林	林小班	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)
地拵・植付	大畑	51㍿1	4.24	0.91	3.33
シカネット設置	大畑	51㍿1	1,700		1,700
合 計	地拵・植付面積		4.24	0.91	3.33
	シカネット設置		1,700		1,700



凡 例	
地拵・植付区域	
控除区域	
シカネット設置箇所	

令和8年度 造林請負実行箇所区域図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)
地拵・植付	大畑	53と	2.39	0.14	2.25
シカネット設置	大畑	53と	1,300		1,300
合 計	地拵・植付面積		2.39	0.14	2.25
	シカネット設置		1,300		1,300



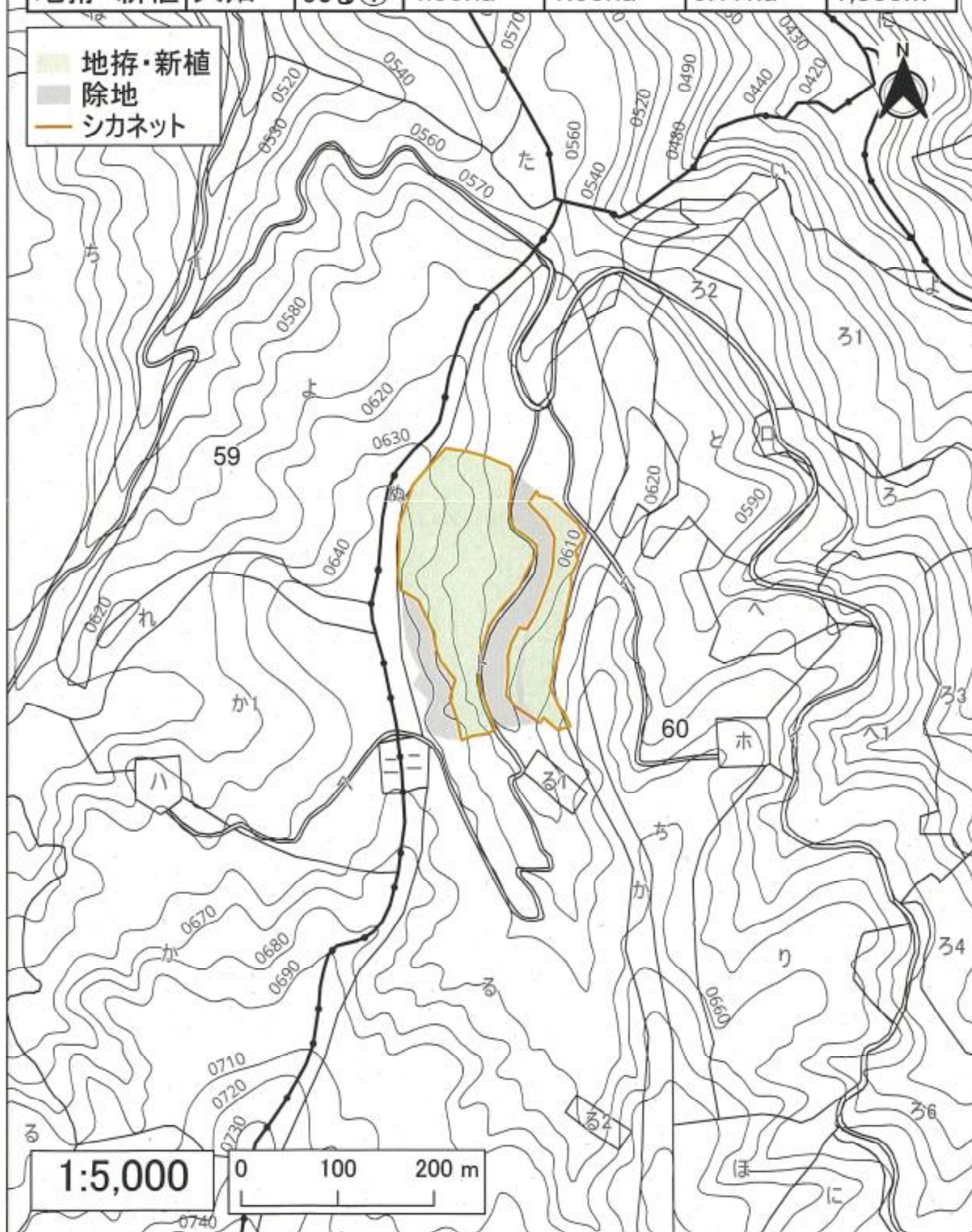
凡 例	
地拵・植付区域	
控除区域	
シカネット設置箇所	

1 : 5000

令和8年度 造林事業請負実行箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積	シカネット
地拵・新植	大畑	60ろ①	4.80ha	1.63ha	3.17ha	1,800m

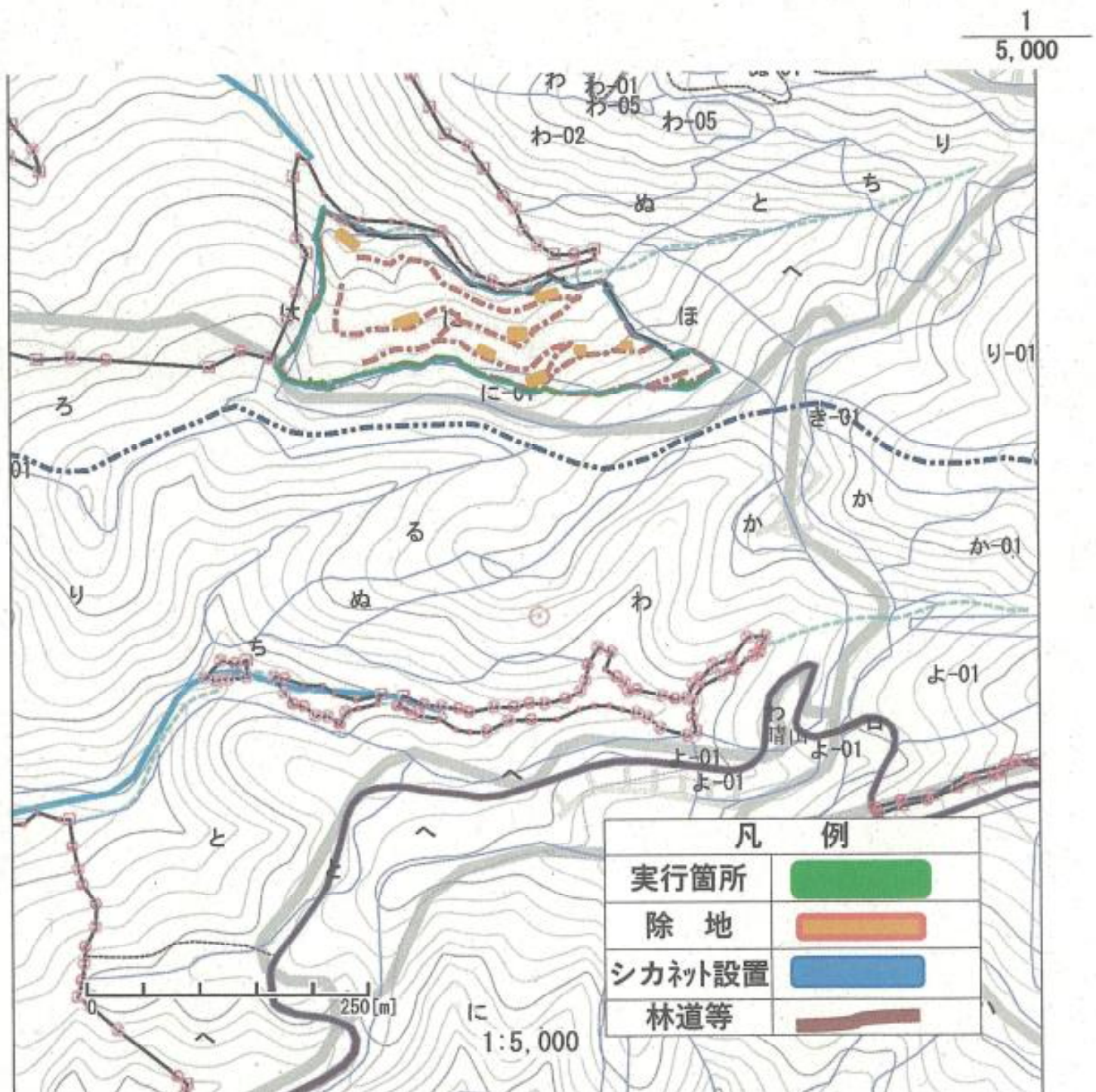
- 地拵・新植
- 除地
- シカネット



令和 8 年度
造事業請負箇所実測図兼位置図
 (地拵・植付・獣害防止ネット設置作業)

北岳 国有林 2055に 林小班

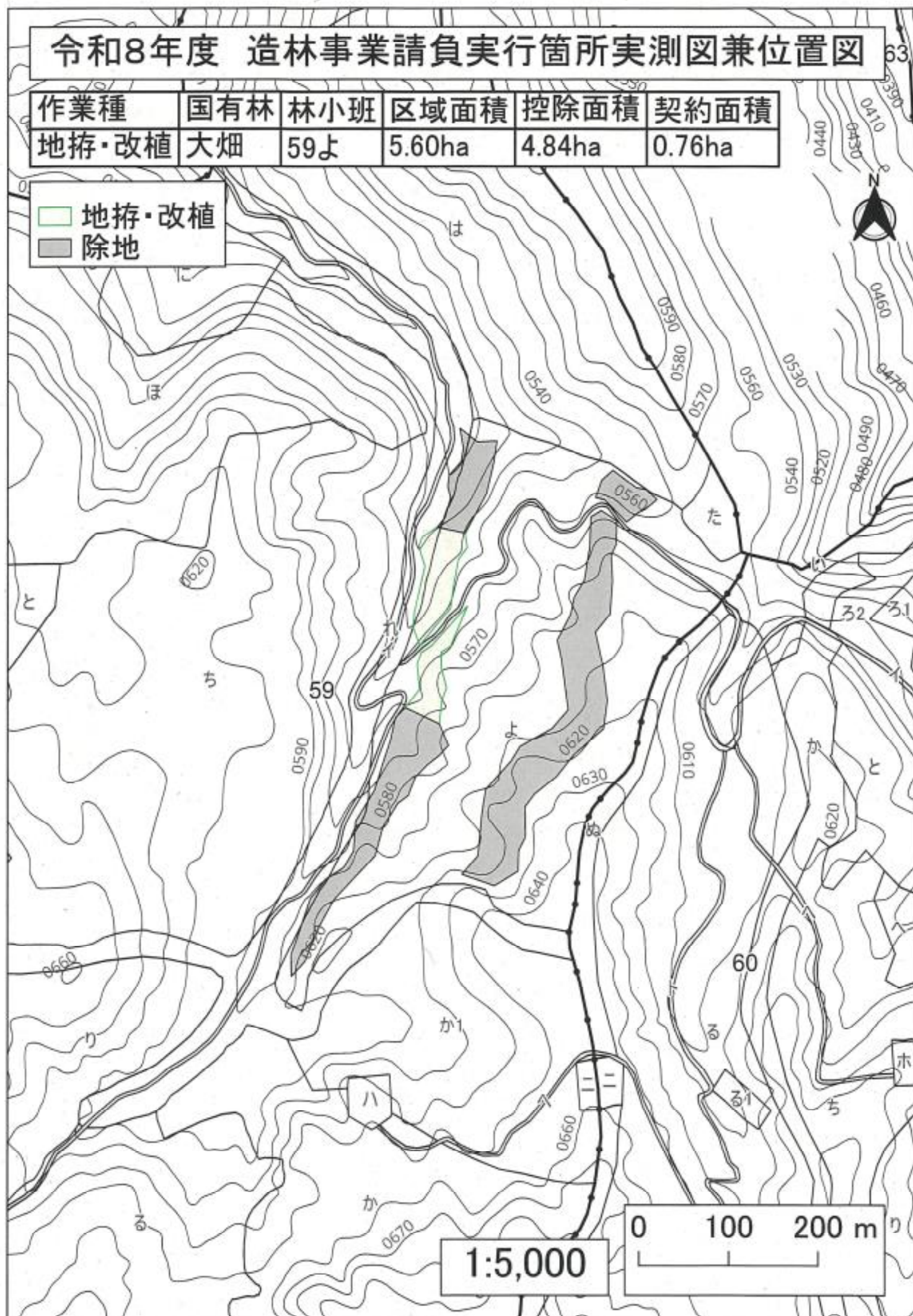
記番	林小班	作業種	区域面積	除地面積	実行面積	獣害防止ネット設置
	2055に	地拵・植付	3.17	0.10	3.07	1,300
	計		3.17	0.10	3.07	1,300



令和8年度 造林事業請負実行箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
地拵・改植	大畑	59よ	5.60ha	4.84ha	0.76ha

地拵・改植
 除地



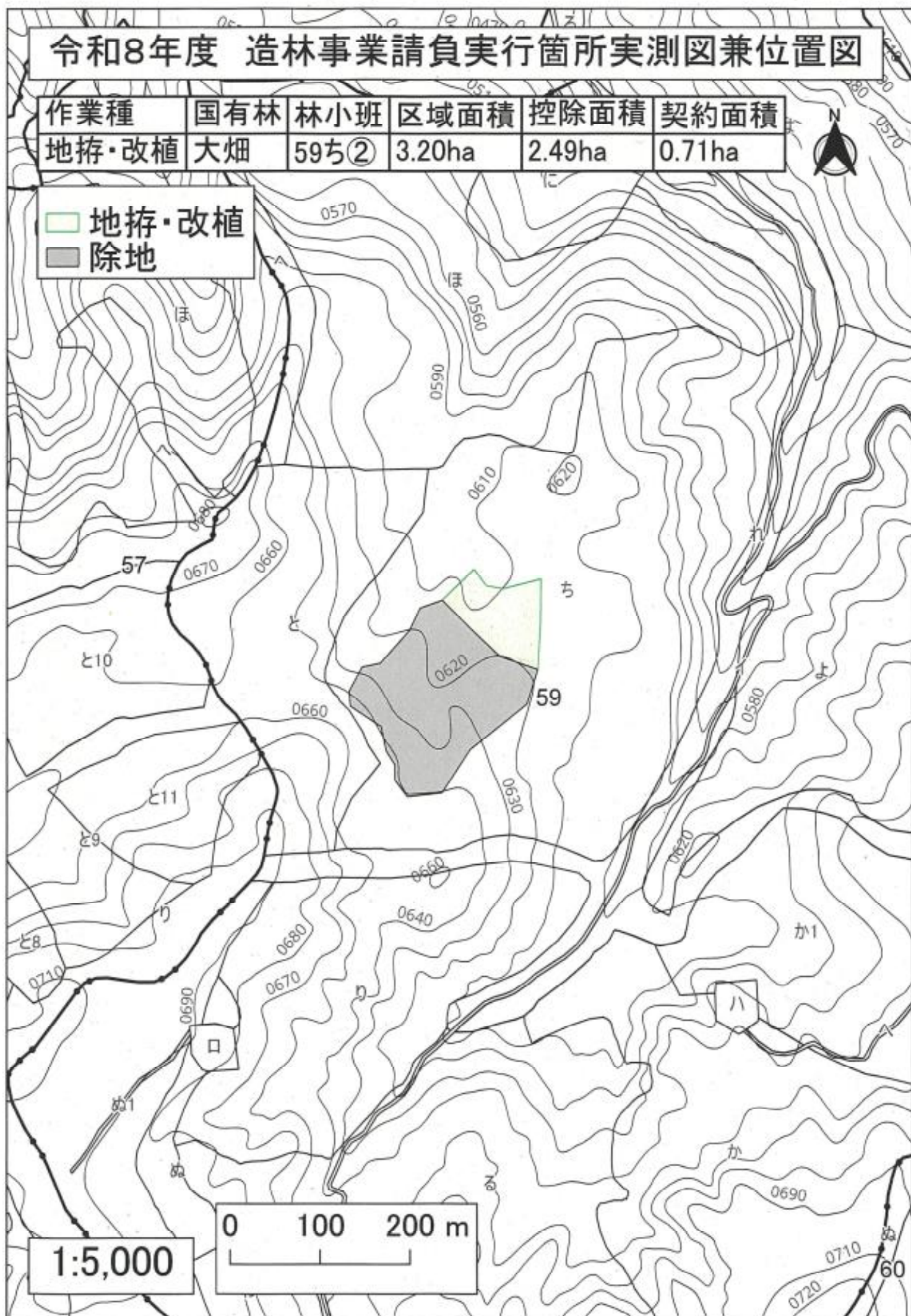
1:5,000

0 100 200 m

令和8年度 造林事業請負実行箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
地拵・改植	大畑	59ち②	3.20ha	2.49ha	0.71ha

地拵・改植
 除地



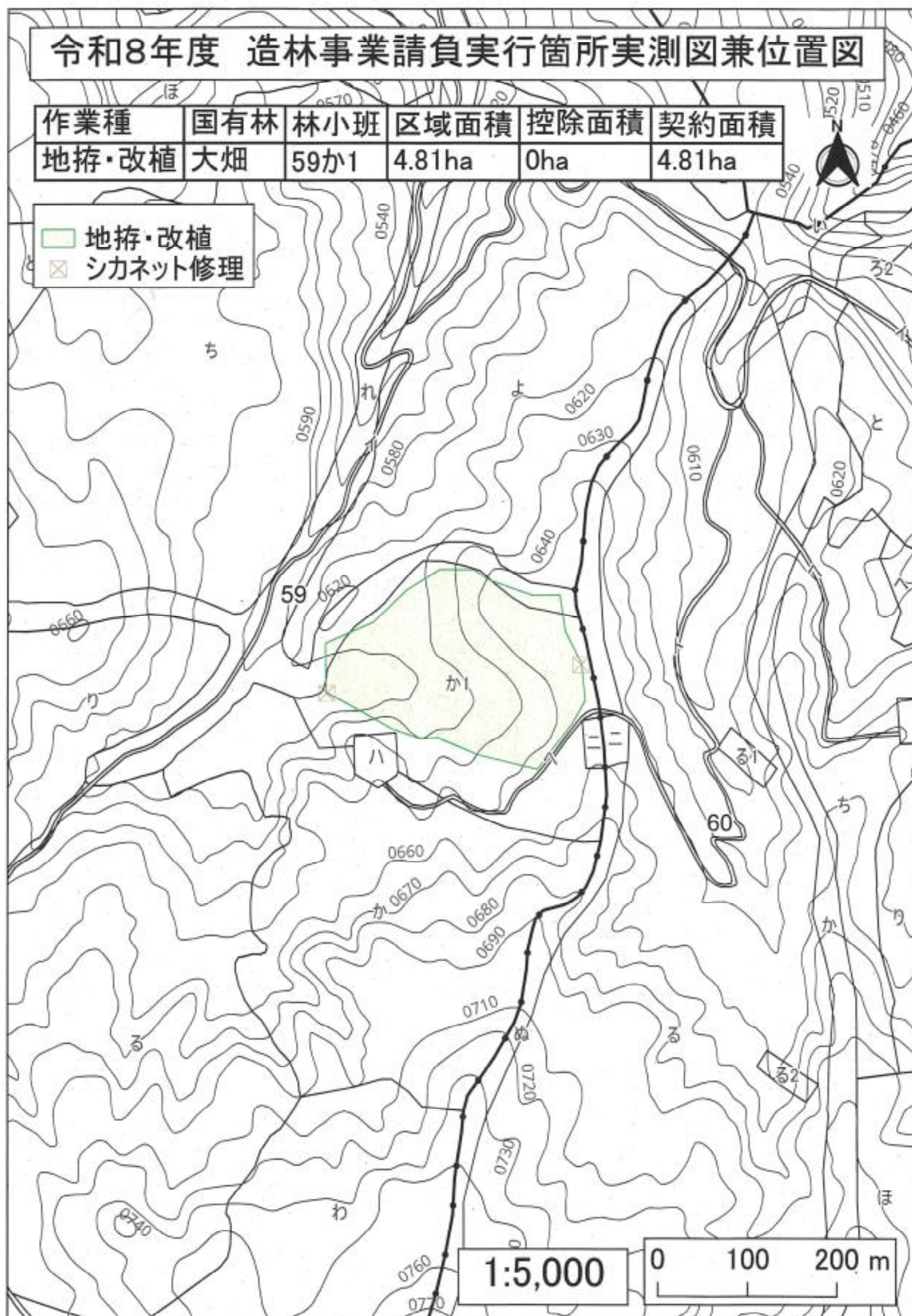
1:5,000

0 100 200 m

令和8年度 造林事業請負実行箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
地拵・改植	大畑	59か1	4.81ha	0ha	4.81ha

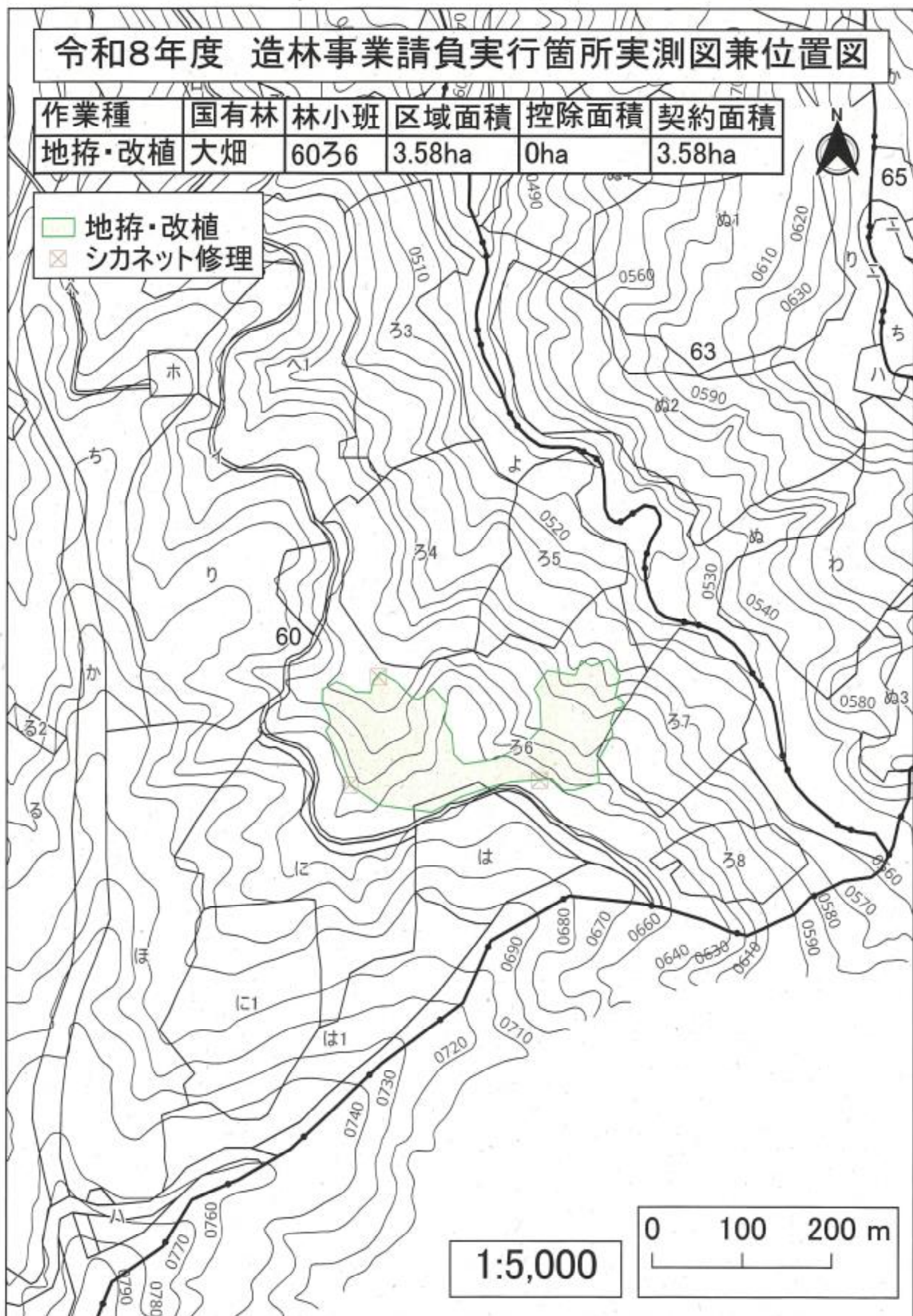
- 地拵・改植
- シカネット修理



令和8年度 造林事業請負実行箇所実測図兼位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積	控除面積	契約面積
地拵・改植	大畑	6036	3.58ha	0ha	3.58ha

- 地拵・改植
- シカネット修理



1:5,000

0 100 200 m